平成２４年（フ）第７３号
新潟県阿賀野市千唐仁196番地
債務者　斎藤　キヨ
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第７４号
新潟県阿賀野市千唐仁196番地
債務者　斎藤　　誠
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第２２号
静岡県菊川市嶺田53番地
債務者　竹内　紳二
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第９４５号
大阪府泉大津市千原町２―27―23、住民票上の住所大阪府堺市西区草部1224番地56
債務者　年岡　則彦
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
大阪府岸和田市別所町２丁目10番28号ランコントル別所302号
債務者　西村　典子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２４５号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地39棟204号、前住所大阪府岸和田市上松町356番地の１ハイツオーランドＢ―101号
債務者　木村　祥平
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２５０号
大阪府阪南市箱作1486番地の１
債務者　吉田　利昭
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２５５号
大阪府岸和田市下池田町３丁目13番１―801号
債務者　藤崎　節子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２６１号
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２―621号、前住所大阪府門真市小路町１番26号
債務者　小篠　昌江（旧姓一丸）
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２６２号
大阪府泉佐野市笠松１丁目４番８号第３光陽荘、前住所大阪府泉佐野市松原１丁目５番10号吉田荘
債務者　南　　秀明
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２６７号
大阪府泉大津市式内町11―13―５―101、住民票上の住所大阪府泉大津市式内町１番３号
債務者　吉田美代子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２７２号
大阪府泉南市樽井３丁目37番36号
債務者　長嶺　拓史
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２７３号
大阪府泉南市樽井３丁目37番36号
債務者　長嶺　泰子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
大阪府泉南郡岬町淡輪343番地の３
債務者　地本　久生
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６号
長崎県五島市松山町713番地５
債務者　小濵　眞弓
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第２７５号
熊本県合志市須屋1298番地９
債務者　髙井　律子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２７９号
熊本市西区島崎２丁目４番41号　甲斐田ハイツ702号
債務者　渡邉　代吉
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係